

あんしん空き家流通促進事業補助金交付取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、あんしん空き家流通促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第10の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(知事が別に定める要件)

第2 要綱第2第1号の知事が別に定める団体は、別表第1のとおりとする。

(交付申請等)

第3 要綱第6第1項に規定するあんしん空き家流通促進事業補助金交付申請書兼実績報告書は、別記様式第1号によるものとし、別表第2に掲げる書類を添えて提出するものとする。

(交付の決定の方法)

第4 交付の決定は、交付申請書を受理した日による先着順とする。ただし、予算の額に達することとなる交付の決定をする日において、予算残額以上に交付申請があったときは、当該決定をする日に交付の決定をすべきものと認めた交付申請のうちから、抽選により交付するものを決定する。

(助成金の交付請求)

第5 要綱第8に規定するあんしん空き家流通促進事業補助金交付請求書は、別記様式第2号によるものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

平成29年1月13日 改正

平成29年4月1日 改正

平成30年2月1日 改正

平成31年4月1日 改正

令和2年4月1日 改正

(別表第1)(第2関係)

団体名	備考
一般社団法人 住宅瑕疵担保責任保険協会	
一般社団法人 住宅管理・ストック推進協会	
一般社団法人 日本住宅リフォーム産業協会	
特定非営利活動法人 住宅長期保証支援センター	
特定非営利法人 日本ホームインスペクターズ協会	
一般社団法人 日本木造住宅産業協会	
一般社団法人 プレハブ建築協会	
公益社団法人 日本建築士会連合会	
一般社団法人 全国古民家再生協会	
特定非営利活動法人 住宅情報ネットワーク	一級建物アドバイザーに限る
一般社団法人 全日本ハウスインスペクター協会	
一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会	

(別表第2)(第3関係)

補助金の種類	添付書類
既存住宅現況検査等	<p>居住を目的とする住宅であることが確認できるいずれかの書類</p> <p>(1) 申請物件に居住している者の住民票の写し</p> <p>(2) 過去に居住の用に供されていることが確認できる登記事項証明書(全部事項証明書(建物))の写し</p> <p>(3) 市町村が居住を目的とする住宅であることを認める書類の写し</p> <p>検査(調査)報告書の写し</p> <p>申請者が、現況検査等事業者もしくは検査等を仲介した宅地建物取引業者に対し検査等費用を支払ったことが確認できる、前記の者が交付した以下のいずれかの書類</p> <p>(1) 請求書及び領収証の写し</p> <p>(2) 請求書及び銀行振込控えの写し</p> <p>既存住宅現況検査等技術者の登録証の写しまたは既存住宅状況調査技術者講習の修了証の写し</p> <p>居住を目的とする売買に供することが確認できる書類(媒介契約書の写し、売買契約書の写し等)</p> <p>その他知事が必要と認める書類</p>
既存住宅売買瑕疵保険	<p>居住を目的とする住宅であることが確認できるいずれかの書類</p> <p>(1) 申請物件に居住している者の住民票の写し</p> <p>(2) 過去に居住の用に供されていることが確認できる登記事項証明書(全部事項証明書(建物))の写し</p> <p>(3) 市町村が居住を目的とする住宅であることを認める書類の写し</p> <p>保険証券の写し</p> <p>宅地建物取引業者の買取り再販の場合においては、被保険者となる宅地建物取引業者が住宅瑕疵担保責任保険法人に対し、保険料相当額を支払ったことが確認できる以下のいずれかの書類</p> <p>(1) 請求書及び通帳の写し</p> <p>(2) 請求書及び銀行振込控えの写し</p> <p>個人間売買の場合においては、被保険者となる現況検査等事業者もしくは保険加入を仲介した宅地建物取引業者に対し、申請者が保険料等相当額を支払ったことが確認できる前記の者が交付した以下のいずれかの書類</p> <p>(1) 請求書及び領収証の写し</p> <p>(2) 請求書及び銀行振込控えの写し</p> <p>その他知事が必要と認める書類</p>